

## 平成 26 年度 庁内若手職員による若者施策研究会設置要領

### (目的)

第 1 この要領は、庁内若手職員による若者施策研究会（以下「若手ゼミ」という。）を設置することにより、若手職員の感性を活かし、「若者が主役になって躍動するいわて」の実現に向けた施策（以下「若者施策」という。）について部局横断で研究活動を行い、県の施策展開に資することを目的とする。

### (研究活動)

第 2 若手ゼミは、若者施策に係る具体的取組について次の研究活動を行う。

- (1) 新規施策の提案・提言活動（平成 25 年度の若手ゼミ提案の継続研究を含む。）
- (2) 提案・提言を踏まえた実践活動

### (構成員)

第 3 知事は、本庁各部局長等の長、広域振興局長、広域振興局以外の出先機関の長、医療局長及び企業局長並びに議会、監査委員及び各委員会の事務部局（警察本部を除く。）の長（以下「各部局長等」という。）により推薦された候補者の中から、概ね 20 人以内を基本として若手ゼミの構成員（以下「第 2 期ゼミ生」という。）を指名する。

2 各部局長等は、第 1 に規定する目的に照らし、次の点に留意して第 2 期ゼミ生の候補者を推薦するものとする。

- (1) 対象は若手職員（主に主事又は主任級）とすること。
- (2) 対象職員の希望状況、業務内容、経験年数、必要性等を勘案すること。
- (3) 男女比を考慮するとともに、候補者が複数となる場合は推薦順位を付すこと。

3 平成 25 年度の若手ゼミに参加した職員（以下「第 1 期ゼミ生」という。）が、その提案の継続研究又は実践活動を希望する場合、知事は、前 2 項の規定に関わらず、各部局長等と協議の上、継続して第 2 期ゼミ生に指名できる。

4 研究活動等において第 2 期ゼミ生以外の職員（研究活動を継続しない第 1 期ゼミ生等）の参画が必要な場合、知事は、各部局長等と協議の上、助言・サポート等の協力を依頼する。

### (服務)

第 4 若手ゼミの研究活動は、各部局長等の指示を受け、第 2 期ゼミ生の所属長が特に命ずる業務として行う。

2 第 2 期ゼミ生の服務上の取扱い（勤務時間、旅行命令等）は、原則として岩手県職員研修規程第 6 条に規定する能力開発研修に準ずるものとし、必要な範囲において就業時間内にワークショップ、ベンチマーキング、実践活動等を実施する。

3 第 3 第 4 項の規定により第 2 期ゼミ生以外の職員が研究活動に参画する場合は、前 2 項の規定に準じて取り扱うものとする。

(事務局)

第5 若手ゼミの事務局は、環境生活部（環境生活企画室及び若者女性協働推進室）が担う。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、若手ゼミの設置に関し必要な事項は、環境生活部長が定める。

附 則

この要領は、平成26年4月30日から施行する。

(参考) 平成25年度 第1期ゼミ生数

部 局	ゼミ生数	摘 要
秘書広報室	1	主任級1名(女性)
総務部	2	主事級2名(男女各1)
政策地域部	2	主事級2名(男女各1)
環境生活部	3	主任級1名(男性)、主事級2名(女性2)
保健福祉部	2	主事級2名(男女各1)
商工労働観光部	2	主任級1名(男性)、主事級1名(女性)
農林水産部	2	主任級2名(男女各1)
県土整備部	2	主事級2名(男女各1)
復興局	1	主任級1名(男性)
教育委員会事務局	2	主査級1名(男性)、主事級1名(女性)
計	19	